

(2) 相談体制の整備及び情報提供の充実

耐震改修など、住宅・建築物の耐震化についての相談に適切に対応するため、耐震相談窓口を設置する。それぞれの担当（課、電話番号）は次のとおりである。

表 3.2 市の相談窓口

担当課	担当係	担当内容	連絡先
都市建設部 建築住宅課	建築係 指導係	・耐震診断や耐震改修の補助事業に関する事 ・建築物相談に関する事 等	TEL:0855-22-2612 内線:561(建築係) 内線:562(指導係)
総務部 安全安心推進課	防災 安全係	・地域防災計画に関する事 ・自治会等との連携に関する事 等	TEL:0855-22-2612 内線:337

(3) パンフレットの作成・配布、講習会等の開催

耐震改修等を促進するため、以下の事業を実施していく。

1) 啓発用リーフレットや耐震改修事例集の活用

地震による被害の重大性や耐震診断を行うための問診票、安心できる住まいの提案等を掲載したリーフレットを相談窓口を設置していく。また必要に応じて有識者によるセミナーや、講習会を開催し、耐震診断・改修の必要性について住民に対して周知を図る。

2) 多数のものが利用する建築物等に対する普及・啓発

県と連携して行っていく。必要に応じて、耐震に関する講習会等の開催を検討する。

(例) 島根県主催によるセミナー 平成19年度

講習会名称：耐震改修モデル設計による地域学習会

開催地区：松江地区、出雲地区、安来地区、浜田地区、津和野地区の5会場で開催
浜田地区では・・・

対象地域：下府地区自主防災会 開催場所：下府公民館

第1回地域学習会：平成19年10月28日

第2回地域学習会：平成19年12月9日

内容：浜田地震について、救急法について、啓発用ビデオによる地震の恐ろしさの再認識、耐震に関する基礎的事項について、地震対策に今できること 等

(4) リフォームに伴う耐震改修の誘導策

リフォームや増改築は、耐震改修を実施する好機であり、これらの工事とあわせて耐震改修を行うことは、費用、工期の面からもより効果的である。

そのことを建築関係団体と連携して住民に対して紹介していくことにより、増改築やバリアフリー化等のリフォームに合わせて耐震改修を促していく。

(5) 自治会等との連携・取組支援策

地震対策の基本は、「自らの命は自ら守る」であるとともに、「自らの地域は自らで守る」ことであるので、自治会単位で地震についての対策を講じることが重要である。そのため、地域における住民間の連携や、日頃からの地震に対する住民意識などを備えておく必要があり、地域の自治会等と連携して対策を行っていく。

自治会等との連携活動として、地域防災スクール等の活用、地震時の危険箇所の点検等を通じて、地震防災対策の啓発・普及を行い、また、地域全体での耐震化の促進や危険なブロック塀の改修・撤去・家具の転倒防止等を促していく。

市：自治会等に対する情報提供の支援、自治会等と協同による地域の点検、地域ごとの普及活動、自主防災組織の設立支援など

自治会等：住民同士の連携の強化、回覧板や掲示板等による情報の提供、防災訓練の実施など

(6) 防災教育の普及促進

小中学校での体育や理科、社会科など各教科を通じて、自然災害発生のメカニズムや、地域の自然災害や防災体制など基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高め、それを働かせることによって意思決定ができるように、地域防災スクール等を活用して防災学習を行っていく。

また、学校の行事として具体的な場面を想定した避難訓練は、表面的、形式的な指導に終わることなく課外活動などとの連携を図るなど適切に行っていく。また、児童、生徒だけでなく、教職員に対しても研修会を開催するなどして防災教育の充実をしていく。

3.4 所管行政庁との連携に関する事項

所管行政庁は、県計画に基づく特定建築物の耐震化に向けた取り組みとして、浜田市の所管分である木造住宅の耐震化進行管理システムの整備を目標とする。木造住宅の台帳を作成し、これを整備しながら随時最新の状態に更新を行っていく。

耐震化率算定のために、特定建築物の新築物件情報を把握する必要があるため、耐震改修促進法に基づく特定建築物等報告書を定め、定期的に報告を求めていく。

3.5 その他耐震診断及び耐震改修促進に関する必要な施策

(1) 関係団体による協議会の設置・協議会における事業の概要

地震により建築物及び宅地等が被害を受け、被災建築物等の危険度判定が必要な場合は、市は県との連携により、必要な措置を講じていく。

また、災害救助法に規定する応急仮設住宅の建設が必要な場合には迅速に仮設住宅の建設を行うとともに、市営住宅等の公的賃貸住宅の空家住居の提供等を行っていく。

さらに、被災した住宅・建築物についての相談業務等、地震被災時においても、適切な対応を行っていく。

(2) 地震保険の加入促進

地震保険の世帯加入率は、低いものと推測される。地震が発生した場合には、倒壊した家屋を持つ被災者は多くの負債を抱えることになる場合が多く、自らの財産を保護するためには、地震保険への加入も有効な手段と考えられることから、県と連携し、広報などにより地震保険の促進に努めていく。

(3) 耐震診断・耐震改修マーク表示制度の普及

建築物の所有者が所管行政庁に申請し、耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物は、「基準適合認定建築物マーク」を標示することができる。この制度の普及を図ることで、市民の関心を促し、耐震診断・耐震改修等への関心を高めていく。



(4) 住宅性能表示制度の活用促進

住宅性能表示制度は法律で基づく制度であり、外見や間取りではわからない住宅の性能を10項目の観点から専門家が判断する制度である。その中には、地震に対する強さの項目として柱や土台が地震などで倒壊しないか等、住宅の構造の安定度の評価や、火災に対しての家屋の耐久性を評価する項目がある。

この制度を活用し建設住宅性能評価書を受けた住宅は、民間金融機関や公共団体の住宅ローンの優遇や、地震に対する強さの程度に応じた地震保険料の割引制度が活用できる。

市は、この制度の活用促進に向けて住宅関係団体によるもの、又は市報掲載などにより情報の提供をすることにより住民に対して促していく。

参考 Web ページ：<http://www.sumai-info.jp/seino/>

4. 県計画における耐震改修促進法による法的措置との連携

4.1 耐震改修促進法による法的措置

(1) 耐震診断結果の報告の義務づけ

県計画において、大規模な地震の発生により建築物が倒壊等した場合に被災者救援・救護活動、消火活動等の災害応急対策に重大な支障を来すことがないよう、法第5条第3項第1号及び第2号に基づく要安全確認計画記載建築物を指定し、対象建築物の耐震診断結果の報告が義務付けられている。

(2) 耐震診断結果の報告内容の公表

県計画では、法第5条第3項第1号及び第2号の規定に基づき、大規模な地震が発生した場合において、その利用を確保することが公益上必要な建築物（災害対策基本法に基づき指定する地域防災計画において災害時に利用することを想定している建築物をいう。）を次のとおり指定している。

本市においては、県計画の周知を図り、耐震化の支援を検討していく。

表 3.3 診断結果の指定日及び報告期限

指定 年月日	対象建築物			診断結果 の報告期限	耐震改修 促進法の 位置づけ	対象 建築物
	所有者	災害時の用途	建築物の規模			
平成 28 年 3 月 15 日	すべて	防災拠点および避難所 (要緊急安全確認大規模建築物に限る)	要緊急安全確認 大規模建築物に 該当する規模	平成 27 年 12 月 31 日	法第 5 条 第 3 項 第 1 号	表 3.4
平成 29 年 4 月 1 日	浜田市	防災拠点	すべて	平成 33 年 3 月 31 日		表 3.5
		避難所 (平常時の用途が法第 14 条第 1 号に掲げる用 途に供するものに限る)	令第 6 条第 2 号 各号に規定する 用途に応じ、そ れぞれ当該各号 に定める規模以 上			該当 なし
平成 29 年 4 月 1 日	すべて	「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画 (平成 25 年 6 月)」に定める緊急輸送道路 のうち表 3.6 に掲げる道路を法第 5 条第 3 項第 2 号の規定に基づく道路として指定		平成 38 年 3 月 31 日	法第 5 条 第 3 項 第 2 号	表 3.6

※「防災拠点」および「避難所」とは、県または市町村が災害対策基本法に基づき策定する地域防災計画において、災害時に防災拠点または避難所として利用することを想定している建築物をいう。

※「令」とは、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令をいう。

※複数の号に該当する建築物における耐震診断の結果の報告期限は、該当する号のうち、最も期限の早いものを適用する。

表 3.4 要緊急安全確認大規模建築物に該当する規模

要緊急安全確認大規模建築物		
	用途	耐震診断義務付け対象建築物の要件
法附則3条1項1号、2号	学校 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。
	上記以外の学校	
	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ5,000㎡以上
	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ5,000㎡以上
	病院、診療所	
	劇場、観覧場、映画館、演芸場	
	集会場、公会堂	
	展示場	
	卸売市場	
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ5,000㎡以上
	ホテル、旅館	
	賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿	
	事務所	
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホーム その他これらに類するもの	階数2以上かつ5,000㎡以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他 これらに類するもの	階数2以上かつ1,500㎡以上
	幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園	
	博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ5,000㎡以上
	遊技場	
	公衆浴場	
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他 これらに類するもの	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を 営む店舗		
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物 で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数3以上かつ5,000㎡以上	
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施 設		
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		
1 法附則3条 3号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	階数1以上かつ5,000㎡以上 (敷地境界線から一定距離以 内に存する建築物に限る)

表 3.5 防災拠点一覧

施設名称	棟名称	所在地
浜田市役所 旭支所	支所庁舎	浜田市旭町今市 637
浜田市役所 金城支所	支所庁舎	浜田市金城町下来原 171
浜田市役所 三隅支所	支所庁舎	浜田市三隅町三隅 1434
浜田市役所 弥栄支所	支所庁舎	浜田市弥栄町長安本郷 542-1

浜田県土整備事務所管内 平成25年6月作成

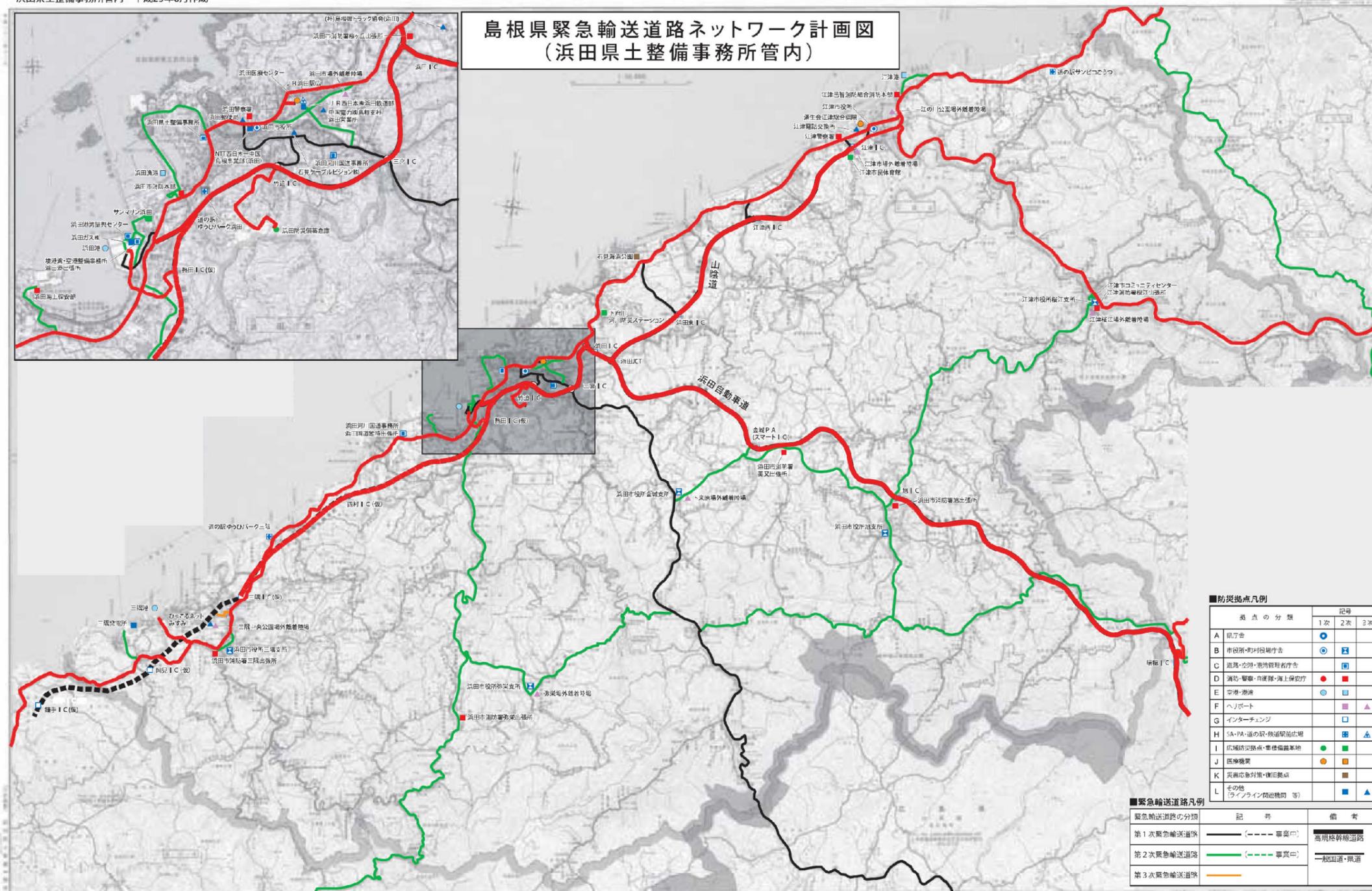


図 3.6 耐震診断の報告の義務付け対象となる道路

表 3.6 浜田市における耐震診断の報告の義務付け対象となる道路の一覧

NO	道路種別	路線名	区間	NO	道路種別	路線名	区間
1	高速自動車国道	浜田自動車道	県内全線	7	市道	市道清水野原線	市道浜田 456 号線交点～浜田防災備蓄倉庫
2	一般国道 (指定)	山陰道 (国道 9 号 浜田道路)	全線	8	市道	市道竹迫野原線	竹迫 I C～市道浜田 451 号線交点
3	一般国道 (指定)	山陰道 (国道 9 号 浜田三隅道路)	全線	9	市道	市道浜田 451 号線	市道竹迫野原線交点～市道浜田 456 号線交点
4	一般国道 (指定外)	国道 261 号	国道 9 号江津バイパス交点～県道 327 号(市木井原線)交点	10	市道	市道浜田 456 号線	市道浜田 451 号線交点～市道清水野原線交点
5	主要地方道	県道 5 号(浜田八重可部線)	県道 327 号(市木井原線)交点～瑞穂 I C	11	市道	浜田停車場港町線	国道 9 号交点～浜田医療センター
6	一般県道	県道 339 号(浜田港インター線)	浜田港 I C～福井 4 号臨港道路交点	12	その他	福井 4 号臨港道路	県道 339 号(浜田港インター線)交点～浜田港